

税制の意義の原理的考察

A Study on the Significance of Tax System

井上 徹 二

INOUE, Tetsuji

税制は「人間の幸福」「人間の自由」を保障し、民主主義の擁護・発展のため、大きな役割を果たすことができる。そのためには、所得税制を基本に応能負担原則を貫くことが最も大切である。所得税と法人税の統合、総合課税の徹底、所得控除から税額控除への転換を提言する。

はじめに

税は近代国家の成立基盤であり国家と国民の存立条件である。税が国に集められ、それを一定の目的に従って支出される仕組みが財政であり国家予算である。

本稿では、まず、税制を考える前提を考察する。すなわち、国家は国民の幸せのため、国民の福祉を維持向上するためにこそ存在するのだということを確認する。国は企業のためにあるのではない。国は、力の強いもの、豊かなもの、競争の勝者のためにあるのではない。国民すべての幸せを保証することが国家の存在理由である。そのような国家を経済的に支えるための財源として租税が必要となる。「国民すべての幸せの財源としての租税」という観点が根本になければならない。

国家と国民を考える場合の倫理的基礎について議論する。人間観（人の幸せと人と人との関係）、社会観（社会は何の為にあるのか、

理想的社会とは）、正義観（人間の幸せのためには何が正義か）などについて考えていきたい。自由と民主主義について語りたい。

税制の中心である所得税について、現行制度の問題点と改革の展望を構想する。法人税は本来所得税の一部であるという点を所得税制の改革と関連して検討したい。

第一部 税制の基本理念

1. 人間の幸福を保証するものとしての税制

人間は幸せを求め、人間が幸せを求めるといふこと、そのことの根本的原理をしっかりと見据えること、そこから目をそらさないこと、そのことをあいまいにしないことが極めて重要である。すべての人が等しく、幸せを探し、幸せであり続けることを願っている。生まれたばかりの子供、幼児、少年少女、青年、壮年、高齢者それぞれが、それぞれの幸せを求め生きている。

幸せということは人間の感じ方の問題でも

キーワード：税制、所得税、カナダの税制

Key words : Tax System, Income Tax, Canadian Tax System

あるので、人それぞれ、幸せの基準なり、何をもって、どのような時に幸せと考えるかは違っている。しかし、共通した、幸せであるための条件、最低限の枠組みがあることを明確にしておくことが重要である。それは、経済的な保障であり、生活し生きていくための条件保障である。

自由という概念も重要である。自由がなく束縛が厳しい場合には人間の幸せはありえない。乳児や幼児が、窮屈な衣類や親の束縛を本能的に嫌がるが、彼らもまた自由を求めているといえる。また、民主主義の概念とその保障が重要である。自由と民主主義は重なり合い、補い合うものである。民主主義は自由な社会を保障するプロセスといえる。プロセスが大事であるといわれるように、抽象的、建前の自由だけではその真の自由はありえず、自由な議論、情報の共有、多数意見・少数意見の尊重、すべての人の人格と尊厳を認めること、これらの実践が民主主義の概念を構成する。人間として生活する経済的基盤の保障、真の自由と民主主義の徹底この3点セットがそろってこそ人間の幸福・幸せが保証されるのである。

人間の幸福を保証するシステムの一つとして税制を捉え、「民主主義と税制」、「自由と税制」という主題を立て考察する

わが国の税制研究は、税制の仕組みや制度の解説、税制と経済成長との関連分析、諸外国との税制比較等にとどまっており、政治・経済・社会などとの関連、社会のあり方、倫理・哲学などの価値観などを踏まえたいうでの税制の考察という業績が極めて少ない。現在の税制改革の議論においても、こうした基本的問題が脇におかれ、「国際競争力の強化のため」「少子高齢化社会に対応」「公平、中

立、簡素」という、スローガンの原則が唱えられ、更なる増税体制が敷かれつつあることへの批判が本稿の意図である。

2. 自由と税制

人間にとって自由は根源的なものである。すべての生き物にとって自由は存在条件なのかもしれない。檻に入れられた動物は、本来の資質が歪められ、寿命が縮むと言う。人間にとって根源的な要求である「自由」という問題と税制について考察することにしたい。2つの点から接近する。「自由競争社会における税の役割」という視座と、経済学者アマールティア・センが『自由と経済開発』の中で展開した、「自由」の概念に学びながら、「自由と税制」への接近という試みである。

(1) 自由競争社会と税制の役割

「自由競争社会における税の役割」について検討する。人間の経済社会において自由競争が展開されることにより、より良いものが、より安く社会に提供され、経済効率が向上し社会がより豊かになっていく。この自由競争原理の基で、近代資本主義社会が発展し、現在の繁栄を謳歌している。しかし、忘れてならないのは、自由競争社会には、勝者の影に敗者が居り、しかも勝者より敗者が多いということである。

スポーツの例が象徴的である。勝者とは、1位・優勝者であり、良くて2位、3位であろう。その他の多くは敗者である。タイム差は僅かで勝者と敗者が生まれるが、その扱いは天と地との違いがある。勝者は英雄となり、敗者は忘れ去られる。

スポーツの世界はそれも良い。しかし、経済社会における競争はさらに厳しく、少数の

勝者が多くの富を獲得する。努力と工夫のわずかの差が、極端な成果配分の差に結果する。価格競争に敗れた企業は倒産し、事業主も社員も路頭に迷う。勝者たる企業はさらに利益を上げ、両者の格差は極端に広がる。この原理を貫くのが自由主義経済である。

競争せず価格を高く維持し、品質の改善をしなければ、消費者が負担をこうむる。その点で、自由競争の重要性がある。問題は、その結果起こる「経済格差の拡大をどのように解決するか」である。その解決の切り札が、「税による所得再分配」の工夫である。勝者の利得と富の一部を国家・社会に抛出し、経済的弱者に分配する仕組みである。すべての国民の福祉の維持・向上の財源としての租税が必要になり、その租税を、負担能力のあるものが抛出することで社会が成り立ち、存続する。

自由競争社会では、「自由競争の結果の勝者が社会存続の財源たる税を負担する」ことを当然に前提にするほかない。そうでなければ社会は存続できず、自由競争、自由を唱えることはまったく意味を成さないことになる。2人からなる社会の存続に500の財源が必要とする。2人が競争しAが勝ちBが負けると、勝者Aの所得が500、敗者Bの所得はゼロとなる。社会が存続する財源500は誰が負担できるか？ A以外に無いといえないか。単純化、純粹化しているが、応能負担の原則の原理はこの事例が示すところのものである。

もうひとつの可能性がある。自由競争ではなく、社会主義的・共産主義的思想、共同生産、共生社会を経済原理にも織り込んだ社会の場合である。社会を構成するAとBがその特徴をお互いに認め合い、共同して所得500を生み出す。その所得から社会の存続に必要な

財源500を抛出し・分配するのである。分配もまた2人の話し合いにより、必ずしも2分の1にする必要も無い。このような社会が成立可能なら租税は必要ない。

競争の無い社会はありえないと主張する論者が多いが、筆者はそうは思わない。社会の原型である家族は、まさにお互いの位置と役割を認め合い、子供から大人、幼児から老人まで、お互いの人格と生存の意味を尊重し、経済活動においても、家族のために真剣に取り組んでいるではないか。原理的に、家族のように、すべての人間がすべての人間のために働き活動することはありえるし、そのような夢を捨てる必要は無いと考える。

しかし、自由主義経済、競争社会を原則とする国においては、社会存続のための財源は租税以外に無く、その負担は負担能力のある人が、負担能力に応じて支払う以外に無いという、原理・原則を確認する必要がある。

(2) 経済学者センの「自由の擁護」

1998年度のノーベル経済学賞を受賞したアマルティア・センは、成長優先の開発に異議を唱え、貧困からの自由や、政治的自由を重視すべきことを主張した。スウェーデン科学アカデミーは、センが「重要な経済問題の議論に倫理的な次元を復活させた」ことを指摘した。センは、著書『自由と開発』の中で「自由」について多くを語っている。センの主張は自由こそ経済問題を考える基礎であるということである⁽¹⁾。

本書の「はじめに」において、センは「私たちは今、かつてないほど豊かな世界に暮らしている。それなのに、私たちはまた、驚くべき欠乏、貧窮、そして抑圧の世界にも生きているのである。いつまでも続く貧困、満た

されない基本的な生活の必要条件、繰り返される飢饉と大規模な飢餓、初歩的な政治的自由や基本的自由の侵害、広範な女性の利益や能力の無視、環境や人間の経済的、社会的存続への脅威の増大などが含まれる。」「これらの苦しみと戦うに際しては、様々な種類の自由が果たす役割を認識しなければならない。」と述べ、現代の様々な問題の根本的解決に当たって、「自由」の概念の重要性、自由の概念の正しい解釈の大切さを明らかにしている。「自由と税制」の問題を考える場合にも、この広がりを持った自由の概念は極めて重要と考える。

本書は「自由と経済開発」(Development As Freedom)と題されているが、開発は単なる経済問題でなく、人間の自由を増大させるという問題であるということを確認している。経済・政治・文化等すべて、人間の自由の問題として、人間の生活条件との関連で考えるべきであることを、著名な経済学者が論じていることに貴重な意味がある。

また、「極端な貧困という経済的不自由は、他の種類の自由を侵害し、人々を無力な犠牲者にしてしまうという明白な事実」経済的不自由は社会的な不自由を生む。社会的な不自由や政治的不自由が経済的不自由を生むものと全く同じである」と、主張する⁽²⁾。自由は単に思想的、政治的な概念でなく、本質的に経済問題を含み、経済的不自由(貧困)は他の種類の自由を侵害するのだということを、センは繰り返し主張している。

「自由と税制」の主題に引き直せば、人間の自由を擁護し、人間の様々な自由を守り発展するために税制はどのような役割を果たせるのか、人間の自由のために税制が果たすことのできる役割は何かという問いに答えること

である。人間の自由を基本のところを支えるのが経済的自由、すなわち、経済的に不安の無い状態の維持・保障を、税制が担うこと、税により、所得や富の再分配を図ることである。また、自由経済を保障しながら、その結果として起こる経済格差を補う制度は税制しかありえないという事実をしっかりと見据えることである。

人間の自由への要求を根源的に認めるためには、その基礎になる経済的自由(貧困からの開放)が基本になる。自由競争社会で生じる経済格差を人間の知恵として税制が緩和することにより、社会が成り立ってきた。この原理・原則を擁護しさらに工夫して社会の発展、自由の拡大に役立てていくのか、社会的弱者をいっそう底辺に落とし、格差を拡大するような税制にしていくのか、どちらが正義であるかの問題である。「貧困からの自由」、卓越した経済学者が唱えたこの概念を借用して、税制は「貧困からの自由」を保障するシステムであると考えたい。

3. 民主主義と税制

税制は国のあり方により影響を受け、また税制のあり方が国の姿を変えていく。近代国家の基本を規定する原理が民主主義である。近代国家の特徴は民主主義原理の貫徹である。そこで、税制と民主主義のかかわりを考察する。

塩崎潤、塩崎恭久両氏が翻訳出版した『税制と民主主義』は、税制を民主主義の問題にかかわらせて考究するというすぐれたところみである。原著者のスヴェン・スティンモ教授は、税制を近代国家の成立から現代に至るまでを、イギリス、アメリカ、スウェーデンの3か国を取り上げて、主として税制の創設

改革を政治的側面から分析検討している⁽³⁾。この中で、「イギリスの税制はその変化が激しく捉えどころがない」という特徴づけをして、その原因は、政党内閣制が徹底し、「政府の交代が税制を大きく変更させる」ことにある、と論じている。税制を含め各政党がどのような社会を目指すかを選挙で争い、国民が選択した政権がその主張に沿った税制を確立していく過程は、問題点を含みながら、あるべき姿、民主主義の貫徹と考えたい。

近代国家が近代国家といわれる所以は、税制について国民が決定権を持つ、すなわち、国民が国の主人公であり、国家の財源である税の規模と種類などを国民自ら決定するという原則の確立である。歴史的に見てもイギリスのピューリタン革命、1789年のフランス大革命、1776年のアメリカの独立宣言等の、民主主義革命の動機・原因の中心は、重税、不公平な税制に対する国民の怒りであったことは周知のことである。つまり、民主主義と近代税制は切っても切れない関係にある。民主主義の原理原則の成り立ちが近代税制の成立そのものであったことを改めて確認したい。

民主主義とは本来人民・国民が主体であり主人公であることを意味する概念である。近代税制はすべての国民の幸せを保障するものでなければならない。近代国家は一方で経済活動の自由を保障し、自由競争社会でもある。自由に競争することにより、努力や工夫、切磋琢磨の結果、経済活動が活発になり効率化が図られる。しかし、競争の過程で必ず優勝劣敗があり、経済的弱者の存在、富と所得の格差拡大が不可避である。この矛盾を解決する仕組みが近代税制である。

2001年ノーベル賞経済学者スティグリッツ教授は、『世界を不幸にしたグローバリズム

の正体』の中で、次のように指摘している。「政策支持者の多くはこう言うだろう……貧困層を助ける最善の方法は、経済を成長させることである。彼らはトリックル・ダウン経済学の信者なのだ。最終的には、その成長の恩恵が貧困層までしたたり落ちる（トリックル・ダウン）というのだが、トリックル・ダウン経済学は一つの仮説、信条に過ぎない。19世紀のイギリスでは、国全体が繁栄していたのに、貧困層は拡大していたと見られている。最近の劇的な反証をあげるなら、1980年代のアメリカの成長がそれである。経済は成長したが、下層の人びとの実収入は低下していた⁽⁴⁾。経済成長が、自動的に社会のすべての人びとの生活向上に結果するものではないことを警告しているのである。

また、スティグリッツ教授は、貧困の問題を扱い、貧困が彼らの怠惰、彼らの責任であるかのような風潮に対し次のように指摘する。「貧困層が怠惰なわけではない。貧困層は富裕層よりも長時間、身を粉にして働いている。」「生きていくのにぎりぎりの生活だから、子供を学校にやれず、教育のない子供は生涯にわたって貧乏であることを運命づけられる。貧困は世代から世代へと受け継がれる⁽⁵⁾。

「主流派経済学」は、経済成長の結果すべての国民が富み、あらゆる問題解決の唯一の方法であるという「信念」に貫かれている。成長の結果、豊かなものから、富が下層に「したたり落ちる」ので、貧困も解消する。貧困の原因は彼らが怠け者であり、競争からの落伍者だからであるとするのである。アメリカの第一級の経済学者がこのような主流派経済学の見解に対し、鋭い批判を公にしたことの意義はきわめて大きい。

近代国家の原理原則は「国民が主人公であ

る」ということであり、すべての国民の幸せを保証することができなければ近代国家の存続はありえず、崩壊するしかない。「経済活動の自由を保障」しながら、その結果として「生じる格差を少しでも是正し」、すべての人の幸せを保証する知恵が近代税制である。

4．応能負担原則

税制の基本原則の第一は、国民の負担能力に応じて課税するという「応能負担の原則」である。政府税制調査会は、『わが国の税制の現状と課題』において、「個人の所得は、消費や貯蓄などに向けられる支払能力の源になるものです。この所得に負担能力（担税力）を見出して課税するものが個人所得課税であり」と述べ、さらに、「公平の原則は、税制の基本原則の中でも最も大切なものであり、様々な状況にある人々が、それぞれの負担能力（担税力）に応じて分かち合うという意味です。」と説明している⁽⁶⁾。

2005年8月28日の朝日新聞の社説が、税制改革を論じ、「収入の格差が拡大する中では、累進的な所得税の持つ所得の再分配効果（お金持ちから税金をたくさん取って、貧しい人に分ける）も大切な役割りを果たせるはずだ。」と指摘している。

しかし、最近の特徴は、社会経済の変化を理由にして応能負担原則の重要性が薄れていることを強調したり、「応益原則」「租税会費説」「世代間公平原則」などが主張され、「応能負担の原則」に反する様々な税制改正が進められていることである。

具体的には、「所得税の重要性の見直し」に力点を置き、所得税における「累進税率の緩和や最高税率の引き下げ」、「課税最低限の引き下げ」、「所得控除の見直し」などを提言し

ているのである。こうした「応能負担原則」の見直しの根拠になっているのが、社会の変化、経済の変化、グローバル化などである。「豊かな社会になり、中産階級が増え貧富の格差が少なくなったため、すべての国民が広く税を負担することが可能になり」、「現在では、応能負担原則の重要性は低くなった」と主張し、累進税率を緩和したり、様々な所得控除の見直しが必要であるとするのである。そこで、「本当に所得が平準化したのか」、「経済格差は縮小したのか」、「貧富の格差はなくなったのか」の検証が必要である。

5．経済格差の拡大と税制の役割

橘木俊詔氏は、『日本の経済格差』において、「わが国の所得分配の不平等度は、急激に高まっている」「1980年代後半や、1990年代前半で見ると、わが国は先進諸国の中でも最高の不平等度である」と言う。不平等を示す指標であるジニ係数を使い、ジニ係数の推移やその比較によって、上記の結論を導いている⁽⁷⁾。ジニ係数は0と1の間を取り、0の時が完全平等、1の時が完全不平等を示し、数字が高ければ不平等度が高い。

わが国は1980年には「0.314」であったが、1992年には「0.365」になり、不平等度が高まっている。イギリスは1988年に「0.35」、オーストラリア1985年「0.32」、ニュージーランド1985年「0.30」と比べると、わが国の不平等度の高さは否定できない。

また、橘木氏は朝日新聞において「深刻さ増す日本の貧困」という論説を載せ、「全国民の平均的所得の50%以下の所得しか稼いでいない家計を貧困者とみなした貧困率が、10年前に8%であったものが最近15.3%までに顕著な増加を示している」ことを指摘している

(2005年8月1日朝刊)

9月8日の朝日新聞は、総選挙めぐる解説記事「活況の一方 格差拡大」の中で、「厚生労働省によると、日本の世帯別所得水準は、80年代前半、上位2割と下位2割の開きが10倍以内だったが、90年代後半から急激に拡大し、02年には168倍に達している」と書き、わが国の所得格差が急激に高まっていることを指摘している。さらに、「親の世代の格差が子の世代でも受け継がれる、『世代をまたがった格差の固定化』につながる可能性もある。公的部門を通じた再分配で対応する以外に方法はない」という、内閣府の「05年版国民生活白書」からの一説を引用紹介している。「格差の拡大と固定化」という事実が統計的にも、識者や政府当局でさえ認めざるを得ないまでに顕著になっている。

さらに、佐藤俊樹氏は、この経済格差が固定化する動きを統計的手法を使って明らかにし、特に、階層が世代間で再生産されていることの深刻な実態を分析した上で、「不平等社会日本」という命名を行っている⁽⁸⁾。

ケンブリッジ大学のノリーナ・ハーツ教授は、『巨大企業が民主主義を滅ぼす』の中で、国際的的巨大企業がその経済的影響力を強め、政治に介入し、自由化、民営化、福祉の切捨てを要求し、その結果、富裕層と貧困層の格差が拡大し、人間の尊厳を奪い、民主主義の空洞化・衰退の危機に瀕していることを、様々な事例を挙げて、警鐘を鳴らしている。

例えば、「アメリカでは、1988年からの10年間で、最も貧しい世帯の収入は1%弱しか伸びていないのに、最も富裕な層では15%増えている。ニューヨークで20%の最貧困層が1年で稼ぐのは平均1万700ドル。20%の最富裕層は15万2350ドルである。』⁽⁹⁾という指摘

があるが、わが国の最近の経済格差の拡大の先例をしめしている。

そして、ハーツ教授は「トリクルダウン理論への頑固なこだわりを捨て、レーガノミックスとサッチャリズム、つまり合衆国での企業優遇政策からヨーロッパでの法人税減税までを正当化するために用いられる原理原則が残した負の遺産に、すべて終止符を打たねばならない。」「税金を再配分する方法や公共支出について、もっと全般的視点で考え直すことが求められる。」と主張している。

経済格差の拡大は自然現象ではなく、何かの原因があって、その結果である。様々な要因を挙げることができるが、最大の原因は、巨大企業による政治的、経済的、イデオロギー的な影響力の強化、企業活動の自由を何より優先させ、企業活動を妨げる仕組みや考え方を、すべて悪とみなし排除してきたことの結果に他ならない。税制もまた、企業活動の利益の観点からのみ、その是非を判断するということが当然のように行われている。「効率的な税制」、「国際競争力強化のための税制」などの謳い文句である。こうした、主張の根本的誤りを正面から問題にし、先に検討した近代国家における税制の意義と役割という原則的観点から、税制の姿を探っていくことが何より重要なことである。

第二部 あるべき税制と税制改革の論点

1. 税制の基本設計

(1) 税の源泉としての所得と応能負担

税制の役割がすべての国民の幸福の保証にあるという観点から、あるべき税制の姿を考えること必要である。原理的に考えれば、税の源泉は毎年発生する所得(資産の増加)と、過去の所得の残余である資産の2つしかない

のは明らかである。結局は、課税源泉は所得そのものである。しかし、人間は生活し、所得を生み出す活動をしなければならない。したがって、所得から生活と勤労のための消費を差し引いたものが課税対象となりうる。

わが国の憲法は、「すべて国民は文化的な最低限の生活をする権利がある」と規定し、最低限の生活費には課税しない、最低限の生活ができない人には国がそれを補償することを原理的に明確にしている。

この憲法の規定を敷衍すれば、「税は、生活費を上回る所得のある人が負担できるし、負担すべきであること」、「所得は、社会・国家・国民の存在とその援助があって生み出される」のであるから、「結果として多くの所得の獲得をした人がその一部を社会・国民に還元することが必然であり」、そのことなしに社会国家は存続し得ないということである。

(2) 所得格差と税の負担

国民所得と税との関連、所得格差の存在と税制のあり方を考察していきたい。税収は国税・地方税の合計とし、以下のような関係を前提にして、数値的に検証する。

$$\text{国民所得} = 1 \text{人あたり生計費} \times \text{人口} + \text{資産増加} = \text{基礎消費} + \text{余剰消費} + \text{資産増加}$$

国民所得が全体として1000、基礎消費が各人250、3人であれば合計750となる。下記のように個人所得に格差があると、所得の多いAは、基礎消費、余剰消費をした上で、資産増加が可能となる。平均所得のBは、所得で基礎消費をまかなえる。低所得者のCは所得では基礎消費がまかなえず、資産が150マイナスとなり、過去の累積資産がなければ借入れするしかない。

$$\text{国民所得} 1000 \quad \text{基礎生計費} 750 \quad \text{余剰生計}$$

$$\text{費} 250 \quad \text{資産増加} 0 \quad (\text{A} 150 \quad \text{C} - 150)$$

個人	所得	基礎消費	余剰消費	資産増加
A	650	250	250	150
B	250	250	0	0
C	100	250	0	-150
合計	1000	750	250	0

Cは生活できず、このような社会は持続できない。解決策は、余裕のある個人AがCに対し所得を150だけ移転すれば良い。Aは150の所得移転するために、余剰消費を削減するか、資産増加を諦めれば良く、移転後もなお他の人よりリッチであり続ける。

	所得	所得税	給付	差引	基礎消費	余剰消費	資産増加
A	650	-150	0	500	250	100	150
B	250	0	0	250	250	0	0
C	100	0	150	250	250	0	0
合計	1000	-150	150	1000	750	100	150

この所得移転を国家が媒介する仕組みが税制であり、税の所得再配分機能といわれるものである。この所得税制の根底にあるのは、すべての人が、すべての国民の幸福の願いを尊重し、能力のある人が税を負担し、所得の低い人への所得移転を認めるという近代国家の基本思想である。

ところで所得のみが税の源泉でありえるという原則に立つならば、「税制は所得課税を基本に設計すべき」ことは自明である。歴史的に見ると、近代国家の成立の先導役を果たしたイギリスが1799年に所得税制を立法化し、アメリカでは1913年に所得税を連邦税として導入した。わが国では1887（明治20）年に所得税法を創設し、徐々にその重要性を高め、戦後はシャープ税制勧告を受け、所得税中心

の税制を確立してきた。しかし、所得税の応能負担原則が少しずつ形骸化され、消費税の創設以来、負担能力に関係なくすべての人に一律に、生活費にも課税し、所得税の重要性を否定する動きが顕著である。

(3) 国民所得と税の負担

2003(平成15)年度の国民所得は367兆8,298億円、租税合計78兆351億円(国税45兆3,694億円、地方税32兆6,657億円)であり、租税負担率は21.2%である。アメリカ23.8%、イギリス38.2%、ドイツ28.9%と比較してわが国の租税負担率は低い(米独は平成14年度、英は平成13年度)。一人当たり租税負担額は63万5,495円になる⁽¹⁰⁾。

税制の基本は所得税であるという観点から、現在の租税収入のすべてを所得課税に切り替えることが理想である。平成15年度の国民所得367兆8千億円をベースにして、同年度の税込総額78兆351億円のすべてを所得課税に切りかえた場合の試算を行う。

法人の所得は平成15年度で35兆5,094億円であるので⁽¹¹⁾、これに法人の実効税率50%を乗じた17兆7547億円が法人所得課税による税収となる。平成15年度の税込総額78兆351億円から、法人税額17兆7,547億円を差し引き、必要となる個人所得税額が60兆2,804億円と算出できる。これを国民の各階層がどのように負担すべきかを考える。

平成15年度の申告所得税は2兆5,220億円、源泉所得税は11兆3,925億円であり、また、同年度の給与所得者4,466万人の給与総額は198兆2,639億円、その税額は8兆4,649億円である。源泉所得税には給与分とその他所得分があるので、源泉所得税11兆3,925億円から給与所得者税額8兆4,649億円を差し引いて、

その他所得分2兆9,276億円を計算する。これに申告所得税2兆5,220億円を足した分を給与所得者以外の所得税額と想定し、5兆4,496億円が算出できる。要約すると、15年度の所得税合計13兆9,145億円は、給与所得者税額8兆4649億円とその他所得者5兆4,496億円に分解でき、その比率は61%と39%になる(統計上の限界で、給与収入が2千万円を超える者はその他所得者に含まれる)。

先の個人所得税額60兆2,804億円に61%をかけると、給与所得者が負担すべき所得税38兆3,104億円が算出される。年度はずれるが、平成10年度の給与総額184兆6千億円に対する負担率は、20.7%となり、平均的に見て負担可能な負担率である。しかし、給与が少ないものにとってはこの負担率は重すぎ、高給取りにとっては軽すぎるといえ、当然階層ごとの配分が検討されなければならない。ただ、こうした検討に必要な家族構成や、もう少し細分化した所得の分布が分からないと有意な検討が困難であり、多くの仮定が必要になる。紙数の関係で今後の課題にしたい。

参考に、給与所得者の分布(平成10年分)を掲げておく⁽¹²⁾。

給与収入	納税者数	給与総額	所得税額
700万円以下	27百万人(78.2%)	107.7兆円(58.4%)	3.3兆円(34.3%)
700~1000	5百万人(14.5%)	41.4兆円(22.4%)	2.0兆円(21.0%)
1000万円以上	3百万人(7.4%)	35.5兆円(19.2%)	4.2兆円(44.6%)

2. 法人税と所得税の統合論

わが国の現状は、税制の基本となるべき所得課税において、個人所得課税と法人所得課税を別個に扱い、法律上も「所得税」と「法人税」とに区分され、立法化されている。この点に関して、異論を唱える論者は寡聞にし

て少ない。筆者はこの点につき問題点の所在とその在り方を提起してきたが、本稿においても、税制上の基本問題として考察する⁽¹³⁾。筆者の主張は、所得税と法人税を統合し、法律上も「個人所得課税と法人所得課税を一体として、課税所得の算定等の規定をすべきである」ということである。

問題の焦点は、現行法は、課税標準である「所得の定義と計算」に大きな相違と差別があり、両者の規定を基本的に一致させるべきである、ということに尽きる。

法人税は「益金」から「損金」を控除して所得を計算する。個人所得税は「総収入金額」から「必要経費」を控除して所得を計算する。両者の違いの眼目は、損金・損費・経費の「必要性」概念の有無にある。法人税の損金には「必要性」は要求されていないが、所得税の経費には「必要性」が条件とされている。「必要性」とは収入を得るために必要なものであるか否かということである。

同じ経費としての支出が、所得税においては収入金額を得るために必要であるかどうかという条件でふるいにかけられるにもかかわらず、法人税上はそうしたふるいをパスすることが出来る。損金の範囲が必要経費の範囲より大きくなり法人に有利な結果となるのである。所得概念は同一であるべきで、個人企業と法人企業の所得計算の方法を基本的に同じにすることが、税制の中立性に合致する。

日本でも歴史的に見れば、現在のアメリカやイギリスと同様、所得税法の中に法人税の計算規定が組み込まれていた。すなわち、所得税法で法人所得を第一種所得として課税することになっていた時期があったのである。昭和15年の税制改正により法人税という固有の租税が設けられ今日にいたっている。

アメリカには所得税法とか法人税法という個別法は存在しない⁽¹⁴⁾。個人及び法人の所得に対する課税は、内国歳入法の中で規定されている。内国歳入法63条において、「課税所得とは総収入から控除額を差し引いた金額をいう」と定義する。この規定は法人と個人に共通に適用される。その上で、個人と法人に共通に適用される控除項目を161条から196条に規定し、個人のみ適用される控除項目は212条から220条に、法人のみ適用される控除項目は241条から248条に規定するという構成をとっている。

内国歳入法162条において、必要経費の一般定義を「営業又は事業を行うために、課税年度に支払われ又は発生したもので、通常かつ必要な費用 (all the ordinary and necessary expenses) が控除額として認められる」と規定している。この規定は個人であれ、法人であれ、営業・事業に関連する支出に適用されるのである。

3. 所得税における改革の論点

所得税における問題点は極めて多いが、本稿では、所得控除を税額控除に転換すべきこと、分離課税制度を廃止または縮小し総合課税を徹底すべきことを取り上げる。

(1) 所得控除から税額控除への転換

カナダ税制の教訓

所得税は各人の税負担能力を捉え、各人の経済状況の違いを考慮する仕組みをとることにより、応能負担原則を反映できる税制として重要である。本稿では、「所得控除が高額所得者に有利な制度」になっており、応能負担原則を徹底するためには、「税額控除制度に転換する必要」があることを提起したい。

筆者は、カナダの税制を論じた論文の中で、「カナダ所得税制の最大の特徴は、税額控除 (tax credit) 制度の重視である。」「過去においては、わが国と同じように、所得控除を中心にして税額計算をする仕組みをとっていたが、1988年に税額控除に転換した。」「その理由は、課税の公平を確保するには所得控除より税額控除のほうが有効であるとの判断である。」と紹介している⁽¹⁵⁾。具体的には、2001年において、基礎税額控除は\$1,186、配偶者税額控除は\$1,007、18歳以下の児童の扶養税額控除は\$560、となっている。それ以外に、教育費税額控除、医療費税額控除、慈善寄付税額控除、私的年金税額控除、政治献金税額控除、配当税額控除、外国税額控除などがある。控除項目はほとんどわが国と同じであるが、わが国ではその大半が所得控除であるのに対し、カナダではすべて税額控除になっていることである。基礎控除についてみると、カナダの基礎税額控除は\$1,186なので、これをレート90円で換算すると約10万円になる。所得が200万の人も、1000万の人も、1億円の人も同じ10万円が税額から控除される。

わが国の基礎控除は38万円が所得から控除される。この場合、所得200万円の人の適用税率は10%なので税額から減額されるのは38万円の10%、38,000円である。所得5000万円の方は、適用税率37%に38万円を掛けた146,000円の減税となる。所得控除は所得の低い人よりも所得が高い人に結果として有利な制度になっている。

所得控除の中でも、たとえば寄付金などは所得の自発的処分の性格を持つので、所得から控除するほうが理論的整合性に優れていると思われる。また医療費についても、本人の意思にかかわらず支出するものであるという

性格から、所得の処分と考え、所得控除のほうが妥当であると言えるかもしれない。しかし、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などは「基礎的生活を維持する所得には課税しない」、「応能負担原則を確保する」、「低所得者に有利な税制が望ましい」という考え方にたてば、現行の「所得控除制度」から「税額控除制度」に転換することが必要であるとする。

(2) 分離課税制度を廃止または縮小し、総合課税を徹底すべきこと

所得税は近代税制の中心に据わり発展してきたが、歴史的に見ても、当初から応能負担原則と結びついて設計されていたと言える。人の税負担能力を測るためには、その人の全ての所得を合算する必要、すなわち、総合課税の仕組みが重要である。また、一定の免税点を設けること、累進税率にすることも応能負担原則を貫くために必要な仕組みである。

所得税の母国であるイギリスが、1799年に所得税を初めて導入したときに、源泉の違いにより所得を4つに区分し、60ポンドの免税点を設け、所得控除、児童控除などを規定し、最高10%までの累進税率を適用した⁽¹⁶⁾。イギリスの所得税の特徴は、所得をその発生源泉の違いに着目した分類所得税であり、一時的・偶然的所得には課税しないというスタンスを取っていた時期もあり、総合課税の徹底という点では一貫していないと言える。しかし、現在ではキャピタルゲインについても1962年から課税対象に取り込み基本的に総合課税の仕組みを維持している。

アメリカにおいては、総合課税の思想は徹底しており、1913年の連邦所得税導入以来、利子、配当、キャピタルゲインなど全て例外なく課税所得に合算され税額計算される。

ドイツの所得税について諸富徹氏は「ドイツにおける近代所得税の発展」を考察した論稿において、「ドイツ所得税の特徴は、多様な所得源をすべて合算して申告納税する総合所得税制の採用にある。」「納税者の支払能力を厳密に考慮したうえで純所得に課税できるという点で、人税としての所得税の純粹型をしめしている。」として、ドイツの所得税が完全な総合所得税の仕組みをとっていることを強調している⁽¹⁷⁾。

このように、先進各国の所得税の基本的仕組みが総合課税の仕組みをとっているにもかかわらず、わが国では極めて憂慮すべき事態が進行している。戦後、税制の基本路線を示したシャープ税制勧告において、所得税の重視、所得の総合課税の徹底が指示勧告され、全ての所得を合算して課税するという仕組みで出発した。しかし、その後、株式や土地の譲渡所得の分離課税、利子所得、配当所得の分離課税が徐々に拡大され、総合所得税の基本構造が解体されてきた。その結果、株式所得、利子所得、土地取引所得など、資産所得に有利な税制となり、応能負担原則が大きく損なわれている。

合田寛氏は、最近の税制改正により株式関係所得の減税の状況を次のようにまとめている。「株式配当や譲渡益など株式関係所得に対して、破格の減税が行われた。株式等配当金、投資信託収益金、株式等譲渡益に関して、一律20%（所得税15% 住民税5%）の税率の源泉徴収で納税が完了する仕組みが作られた。株式譲渡益については申告分離課税であるが、金融機関に特定口座を設定して取引すれば申告は不要とした。しかも、今後5年間は税率を10%（所得税7% 住民税3%）に軽減した。」「今回の改正は、1回の配当金が

5万円以下の場合、20%の源泉徴収で済むという『少額配当申告不要制度』を拡充するというやり方で、すべての配当所得を源泉徴収で完了させ、総合課税の対象から除外した。これによって金融商品は、利子であれ配当であれ株式譲渡益であれ、すべて分離課税となり、総合課税の対象からはずされることになる。⁽¹⁸⁾

所得税の税率は、10%、20%、30%、37%の4段階である。30%の税率が適用されるのは課税所得が9百万円を越える部分であり、37%の税率が適用されるのは課税所得が2千万円を越える部分である。課税所得が1千万円の人が配当所得100万円と株式譲渡益200万円を得たとき、総合課税であれば両者の合計300万円に30%の税率が適用され、90万円の所得税を負担する。しかし、分離課税制度では、当初5年間は10%の税率が適用され30万円の所得税ですみ、その後も20%の税率で60万円の軽減される結果となる。

数千万円、数億円の株式関連所得のある高額所得者にとっては本来の税率である37%ではなく、10%、20%という軽減税率の適用により巨額の減税の恩典を受けることになる。アメリカ、イギリス、ドイツなどの先進各国が所得税の総合課税の原則を維持している国際環境において、わが国がこのような極端な株式関連所得を中心にした分離課税を維持・拡大しているという状況は異常としか言えない。分離課税を廃止し、総合課税の原則を徹底することが正しい税制のあり方である。

注

(1) アマルティア・セン（石塚雅彦訳）『自由と経済開発』日本経済新聞社、2000年6月。

税制の意義の原理的考察

- (2) 同上、7頁。
- (3) 塩崎潤、塩崎恭久両氏が翻訳出版した『税制と民主主義』今日社、1996年8月。
- (4) ジョセフ・E・スティグリッツ(鈴木主税訳)『世界を不幸にしたグローバリズムの正体』徳間書店、2002年5月、121頁。
- (5) 同上、127 - 128頁。
- (6) 加藤寛監修『わが国税制の現状と課題』大蔵財務協会、2000年9月。
- (7) 橋本俊詔『日本の経済格差』岩波新書、岩波書店、1998年11月、4 - 6頁。
- (8) 佐藤俊樹『不平等社会日本』中公新書、中央公論新社、2000年6月。
- (9) ノリーナ・ハーツ(鈴木淑美訳)『巨大企業が民主主義を滅ぼす』早川書房、2003年8月、16 - 17頁。
- (10) 国税庁編『第29回国税庁統計年報書平成15年度版』大蔵財務協会、2005年7月、42頁。
- (11) 同上、124頁。
- (12) 加藤寛監修、前掲書、78頁。
- (13) 井上徹二「税務会計論の課題と展望」『会計』、第162巻、第2号。
- (14) 井上徹二『税務会計論の展開』税務経理協会第5章「アメリカの法人税の構造と特徴」を参照いただきたい。
- (15) 井上徹二「カナダの税制の構造と特徴」『埼玉学園紀要 経営学部篇』第4号、2004年12月。
- (16) 井上徹二『税務会計論の展開』、第5章「イギリスの所得税・法人税の構造と特徴」。
- (17) 宮本憲一/鶴田廣巳編著『所得税の理論と思想』第4章、諸富徹「ドイツにおける近代所得税の発展」税務経理協会、2001年9月、194頁。
- (18) 合田寛『大增税の時代』大月書店、2004年10月、63頁。
- (3) 川北力『図説 日本の財政 16年版』東洋経済新報社、2004年6月。
- (4) 石弘光『税の負担はどうか』中公新書、中央公論新社、2004年3月。
- (5) 林信吾『しのびよるネオ階級社会』平凡社新書、平凡社、2005年4月。
- (6) 神野直彦『財政学』有斐閣、2002年11月。193 - 195頁。

< 上記の引用文献以外の参考文献 >

- (1) 武田隆夫・林健久・今井勝人編『日本財政要覧第2版』東京大学出版会、1983年3月。
- (2) アラン・ケネディ(奥村宏訳)『株主資本主義の誤算』ダイヤモンド社、2002年4月。